

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組一覧（2021年度～）

条例	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定	あいち障害者福祉プラン2021-2026 計画期間の取組項目	2021年度（実績）	2022年度（実績）	2023年度（計画）
第7条（学校等の設置者の取組）					
・手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努める。		①◆障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いた授業の実施 ②◆福祉実践教室の開催 ③◆出前授業の活用 ④◆障害に応じた入出力支援機器の整備	①聾学校において、早期の段階から保護者も含め、聾幼児への意思疎通及び手話や発語・発音等のコミュニケーション手段を学校生活全般において取り扱った（4校）。 ②③福祉実践教室の開催（小・中・高等学校等 945校） ④音声認識文字変換システム等の活用により、聴覚障害のある幼児児童生徒への教育保障及び聴覚障害のある保護者、職員への情報保障を行った（5校）。	①聾学校において、早期の段階から保護者も含め、聾幼児への意思疎通及び手話や発語・発音等のコミュニケーション手段を学校生活全般において取り扱った（4校）。 ②③福祉実践教室の開催（小・中・高等学校等 1,206校） ④音声認識文字変換システム等の活用により、聴覚障害のある幼児児童生徒への教育保障及び聴覚障害のある保護者、職員への情報保障を行った（5校）。	①聾学校において、早期の段階から保護者も含め、聾幼児への意思疎通及び手話や発語・発音等のコミュニケーション手段を学校生活全般において取り扱う。 ②③福祉実践教室の開催（小・中・高等学校等） ④音声認識文字変換システム等の活用により、聴覚障害のある幼児児童生徒への教育保障及び聴覚障害のある保護者、職員への情報保障を行う。
・教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努める。		①◆校内における教職員向けコミュニケーション手段に関する研修の実施 ②◆校外における手話言語、コミュニケーション手段に関する研修への教職員の参加 ③◆障害特性別にコミュニケーション手段を理解する研修の実施 ④◆障害の特性を学ぶ研修の実施	①②③④特別支援学校で実施する夏季休業中の校内研修について、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び他の特別支援学校へ広く案内し、教職員等に向けた「補聴器について」「発音・発語について」などの研修が実施された（3講座実施、17校17名が参加）。	①②③④特別支援学校で実施する夏季休業中の校内研修について、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び他の特別支援学校へ広く案内し、教職員等に向けた「聞こえの仕組み」「発音指導」などの研修が実施された（5講座実施、31校31名が参加）。	①②③④引き続き、特別支援学校で実施する夏季休業中の校内研修について、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び他の特別支援学校へ広く案内し、教職員の研修機会の拡充に努める。
・保護者からの学校等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努める。		①◆障害のある幼児児童生徒並びに障害のある保護者への対応研修の実施	①保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行った。	①保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行った。	①保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行う。
第8条（施策の総合的かつ計画的な推進等）					
・手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策についての基本的な方針を定める。	第9条 ・都道府県が障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画を、策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにする。	－	障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」において、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実についての施策の方向性を定めている。	障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」において、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実についての施策の方向性を定めている。	障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」において、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実についての施策の方向性を定めている。
・手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。	－	－	障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」において、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実についての施策の計画期間の取組内容を定めている。	障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」において、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実についての施策の計画期間の取組内容を定めている。	障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の両計画を一体的にした「あいち障害者福祉プラン2021-2026」において、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の充実についての施策の計画期間の取組内容を定めている。
・施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴く。	第8条 ・国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。	－	専門部会の開催 （7月20日（書面開催）、9月14日（書面開催）、11月29日）	専門部会の開催 （7月26日、10月12日、12月19日）	専門部会の開催 （6月、10月、12月を予定。）
第9条（啓発及び学習の機会の確保）					
・県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努める。	第15条 ・国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずる。	①◆行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣	①行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣（23回）〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 ①県職員向け手話講習会の開催（4回）、県職員向け筆談講習会の開催（4回）、障害福祉課内での手話講座の開催（週2回朝礼時）	①行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣（49回）〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 ①県職員向け手話講習会の開催（4回）、県職員向け筆談講習会の開催（4回）、障害福祉課内での手話講座の開催（週2回朝礼時）	①行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣 ①県職員向け手話講習会の開催、障害福祉課内での手話講座の開催、県職員向け筆談講習会の開催
・県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び学習の機会を確保するよう努める。	第11条第1項 国及び地方公共団体は、機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援その他必要な施策を講ずる。 第11条第2項 国及び地方公共団体は、機器等の利用方法習得のための取組（居宅支援、講習会、相談対応等）、当該取組を行う者への支援による必要な施策を講ずるよう努める。	①◆リーフレット等啓発資料の作成 ②◆視覚情報のユニバーサルデザインガイドブックの普及 ③◆シンポジウムや講演会、体験会やワークショップ等の開催 ④◆避難所等で活用できるコミュニケーション支援アプリの運用 ⑤◆行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣（再掲） ⑥◆障害の特性を学ぶ講座への講師の派遣 ⑦◆障害の特性に応じた介助者研修会の開催 ⑧◆意思疎通支援が必要な人及びその支援者へのICT機器の活用支援	①普及啓発小冊子作成【新規】 対象：県内企業（小売、金融、交通機関） 制作数：3万部 配布先：県内企業等 ②視覚情報のユニバーサルデザインガイドブックを関係機関へ配布の上、県Webページに掲載するとともに希望者へ配布 ③企業向け「障害者理解促進シンポジウム」の開催（10月27日）【新規】 対象：県内企業 参加者数：130名 ④避難所等で活用できるコミュニケーション支援アプリの運用、ひらがな表示機能の追加 ダウンロード数：5,527（2022年5月31日現在） ⑤行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣（23回）〔愛知県聴覚障害者協会委託〕（再掲） ⑤県職員向け手話講習会の開催（4回）、障害福祉課内での手話講座の開催（週2回朝礼時）、県職員向け筆談講習会の開催（4回）（再掲） ⑥県政お届け講座へ講師を派遣（1回） ⑦企業向け「障害者理解促進シンポジウム」内で必要な配慮を紹介（新型コロナウイルス感染防止のため介助者研修としては実施を控える） ⑧ICTサポートセンターを設置・運営し、ICTに関する利用相談・情報提供及びICT講習会等を実施 利用相談：2,554件 ICT講習会：232回	①条例説明リーフレットの増刷【新規】 対象：一般 増刷数：24,000部 配布先：市町村、市町村社協、関係団体、県内大学等 ②視覚情報のユニバーサルデザインガイドブックを関係機関へ配布の上、県Webページに掲載するとともに希望者へ配布 ③交流セミナーの開催【新規】 対象：一般 参加者数：会場80名、動画配信278名 ④避難所等で活用できるコミュニケーション支援アプリの運用、多言語表示機能の追加 ダウンロード数：6,932（2023年4月30日時点） ⑤行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣（49回）〔愛知県聴覚障害者協会委託〕（再掲） ⑤県職員向け手話講習会の開催（4回）、障害福祉課内での手話講座の開催（週2回朝礼時）、県職員向け筆談講習会の開催（4回）（再掲） ⑥県政お届け講座へ講師を派遣（1回） ⑦企業向け「障害者雇用促進セミナー」内で各種障害の特性と必要な配慮を紹介 ⑧ICTサポートセンターを設置・運営し、ICTに関する利用相談・情報提供及びICT講習会等を実施 利用相談：2,668件 ICT講習会：375回	①コミュニケーション支援アプリチラシの増刷【新規】 対象：一般 配布先：市町村、関係団体等 ②視覚情報のユニバーサルデザインガイドブックを関係機関へ配布の上、県Webページに掲載するとともに希望者へ配布 ③交流セミナーの開催 対象：一般 ④避難所等で活用できるコミュニケーション支援アプリの運用、表示項目の追加 ⑤行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣（再掲） ⑤県職員向け手話講習会の開催、障害福祉課内での手話講座の開催、県職員向け筆談講習会の開催（再掲） ⑥県政お届け講座へ講師を派遣（1回） ⑦交流セミナー、企業向け「障害者雇用促進セミナー」内で各種障害の特性と必要な配慮を紹介 ⑧ICTサポートセンターを設置・運営し、ICTに関する利用相談・情報提供及びICT講習会等を実施

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組一覧（2021年度～）

条例	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定	あいち障害者福祉プラン2021-2026 計画期間の取組項目	2021年度（実績）	2022年度（実績）	2023年度（計画）																																				
第10条（人材の養成等）																																									
<p>・県は、意思疎通を支援する者が確保されるよう、市町村及び関係団体と協力して、支援者の養成等を行うよう努める。</p>	<p>第13条第1項 ・国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずる。</p>	<p>①◆聴覚障害者情報提供施設への運営助成 ②◆視覚障害者情報提供施設（点字図書館（明生会館））の設置・運営 ③◆専門性の高い意思疎通支援者の養成及び人材の定着、派遣の実施 ④◆遠隔手話サービスの提供による意思疎通支援体制の強化 ⑤◆点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成等、社会参加推進事業の実施</p>	<p>①聴覚障害者情報提供施設（あいち聴覚障害者センター）への運営助成 助成先：（一社）愛知県聴覚障害者協会 ②視覚障害者情報提供施設（点字図書館（明生会館））の設置・運営 指定管理者：（社福）愛知県盲人福祉連合会 ③手話通訳者等意思疎通支援者の養成及び派遣事業の実施、頸肩腕障害検診の実施、専門性の高い意思疎通支援者の新型コロナワクチン弾力的接種の調整 ・手話通訳者等意思疎通支援者の養成及び派遣</p> <table border="1" data-bbox="1308 531 1828 657"> <thead> <tr> <th colspan="2">養成研修事業</th> <th>派遣事業</th> </tr> <tr> <th>2021年度 養成研修修了者数</th> <th>2022年4月1日 登録者数</th> <th>実施自治体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳者</td> <td>26（見込）※</td> <td>184 県、54市町村</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者</td> <td>14</td> <td>49 県、51市町村</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員</td> <td>6</td> <td>126 県、1市</td> </tr> <tr> <td>失語症者向け意思疎通支援者</td> <td>12</td> <td>55 県、1市</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナウイルス感染症防止のため、一部講座を2022年度に延期したため、修了が2022年度になる見込み。</p> <p>・行政機関への手話通訳者の配置（県、39市町村） ・頸肩腕障害検診の実施（64人） ・専門性の高い意思疎通支援者の新型コロナワクチン弾力的接種の調整 ④手話通訳者等の派遣が困難な場合に備え、遠隔手話サービス用タブレットをセンター用1台、利用者用17台配備、会議等への遠隔要約筆記派遣開始、ワクチン接種会場での携帯用会話補助装置の活用〔新規〕 ⑤点訳奉仕員、朗読奉仕員養成事業の実施、愛知県障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障害者社会参加推進関係団体に対する助言・援助の実施 点訳奉仕員養成研修：修了者 4人 朗読奉仕員養成研修：修了者 84人</p>	養成研修事業		派遣事業	2021年度 養成研修修了者数	2022年4月1日 登録者数	実施自治体数	手話通訳者	26（見込）※	184 県、54市町村	要約筆記者	14	49 県、51市町村	盲ろう者向け通訳・介助員	6	126 県、1市	失語症者向け意思疎通支援者	12	55 県、1市	<p>①聴覚障害者情報提供施設（あいち聴覚障害者センター）への運営助成 助成先：（一社）愛知県聴覚障害者協会 ②視覚障害者情報提供施設（点字図書館（明生会館））の設置・運営 指定管理者：（社福）愛知県盲人福祉連合会 ③手話通訳者等意思疎通支援者の養成及び派遣事業の実施、頸肩腕障害検診の実施 ・手話通訳者等意思疎通支援者の養成及び派遣</p> <table border="1" data-bbox="1857 510 2326 667"> <thead> <tr> <th colspan="2">養成研修事業</th> <th>派遣事業</th> </tr> <tr> <th>2022年度 養成研修修了者数</th> <th>2023年4月1日 登録者数</th> <th>実施自治体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳者</td> <td>33</td> <td>188 県、54市町村</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者</td> <td>8</td> <td>53 県、51市町村</td> </tr> <tr> <td>盲ろう者向け通訳・介助員</td> <td>8</td> <td>136 県、1市</td> </tr> <tr> <td>失語症者向け意思疎通支援者</td> <td>17</td> <td>65 県、1市</td> </tr> </tbody> </table> <p>・行政機関への手話通訳者の配置（県、41市町村） ・頸肩腕障害検診の実施（55人）</p> <p>④手話通訳者等の派遣が困難な場合に備え、遠隔手話サービス用タブレットをセンター用1台、利用者用17台配備、会議等への遠隔要約筆記派遣、ワクチン接種会場での携帯用会話補助装置の活用 ⑤点訳奉仕員、朗読奉仕員養成事業の実施、愛知県障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障害者社会参加推進関係団体に対する助言・援助の実施 点訳奉仕員養成研修：修了者 4人 朗読奉仕員養成研修：修了者 87人</p>	養成研修事業		派遣事業	2022年度 養成研修修了者数	2023年4月1日 登録者数	実施自治体数	手話通訳者	33	188 県、54市町村	要約筆記者	8	53 県、51市町村	盲ろう者向け通訳・介助員	8	136 県、1市	失語症者向け意思疎通支援者	17	65 県、1市	<p>①聴覚障害者情報提供施設（あいち聴覚障害者センター）への運営助成 助成先：（一社）愛知県聴覚障害者協会 ②視覚障害者情報提供施設（点字図書館（明生会館））の設置・運営 指定管理者：（社福）愛知県盲人福祉連合会 ③手話通訳者等意思疎通支援者の養成講習会及び派遣事業の実施、頸肩腕障害検診の実施</p> <p>④手話通訳者等の派遣が困難な場合に備え、遠隔手話サービス用タブレットをセンター用1台、利用者用17台運用、会議等への遠隔要約筆記の派遣 ⑤点訳奉仕員、朗読奉仕員養成事業の実施、愛知県障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障害者社会参加推進関係団体に対する助言・援助の実施</p>
養成研修事業		派遣事業																																							
2021年度 養成研修修了者数	2022年4月1日 登録者数	実施自治体数																																							
手話通訳者	26（見込）※	184 県、54市町村																																							
要約筆記者	14	49 県、51市町村																																							
盲ろう者向け通訳・介助員	6	126 県、1市																																							
失語症者向け意思疎通支援者	12	55 県、1市																																							
養成研修事業		派遣事業																																							
2022年度 養成研修修了者数	2023年4月1日 登録者数	実施自治体数																																							
手話通訳者	33	188 県、54市町村																																							
要約筆記者	8	53 県、51市町村																																							
盲ろう者向け通訳・介助員	8	136 県、1市																																							
失語症者向け意思疎通支援者	17	65 県、1市																																							
第11条（情報の発信等）																																									
<p>・県は、県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報発信に努める。</p>	<p>第14条第2項 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮する。</p>	<p>①◆点字広報あいち、声の広報あいち、広報あいち・点字広報あいちの音声コード版の発行、福祉ガイドブックの点字版や音声版の発行 ②◆県が作成する各種リーフレット等への音声版や音声コードの添付 ③◆県公式Webサイト（ネットあいち）の総務部「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づく運用 ④◆県広報番組への字幕付与、手話通訳者の配置 ⑤◆知事記者会見における手話通訳者の配置 ⑥◆障害福祉課における手話通訳者の設置 ⑦◆聴覚障害者・発達障害者への筆談（文字や実物または絵図の提示）対応 ⑧◆視覚情報のユニバーサルデザインに配慮した情報発信の推進 ⑨◆公共機関における手話通訳者の職員採用の推進 ⑩◆ICTサポートセンターの運営</p>	<p>①点字広報あいち、声の広報あいち、広報あいち・点字広報あいちの音声コード版の発行 福祉ガイドブックの点字版や音声版の発行 新型コロナワクチン接種に係る手話動画の配信〔新規〕 ②視覚障害者が生活する上で必要となる情報を提供する印刷物について、各市町村、県庁内各局に対し、音声コードの添付を促した。 ③Webアクセシビリティに配慮したWebページ作りを行う。県公式Webサイトに、文字の拡大、音声読み上げ、ふりがな表示及び背景色の変更機能を備える。 ④県広報番組への字幕付与、手話通訳者の配置 ⑤知事記者会見における手話通訳者の配置（278回）</p> <p>⑥障害福祉課における手話通訳者の設置 設置人数：1名 ⑦県職員向け筆談講習会の開催（4回）（再掲）</p> <p>⑧カラーユニバーサル普及キャラバン隊事業（出前講座及びワークショップ）の実施 回数：5回 参加者：153名（市町村職員等） 県Webページに普及キャラバン隊事業の活動を掲載 ⑨設置手話通訳者未設置市町村に対し、設置の働きかけを実施 ⑩ICTサポートセンターを設置・運営し、ICTに関する利用相談・情報提供及びICT講習会等を実施（再掲） 利用相談：2,554件 ICT講習会：232回</p>	<p>①点字広報あいち、声の広報あいち、広報あいち・点字広報あいちの音声コード版の発行 福祉ガイドブックの点字版や音声版の発行</p> <p>②視覚障害者が生活する上で必要となる情報を提供する印刷物について、各市町村、県庁内各局に対し、音声コード、点字版の作成等、障害者の求めに応じた合理的配慮を促した。 ③Webアクセシビリティに配慮したWebページ作りを行う。県公式Webサイトに、文字の拡大、音声読み上げ、ふりがな表示及び背景色の変更機能を備える。 ④県広報番組への字幕付与、手話通訳者の配置 ⑤知事記者会見における手話通訳者の配置（231回）、要約筆記の付与（18回）〔新規〕 ⑥障害福祉課における手話通訳者の設置 設置人数：1名 ⑦県職員向け筆談講習会の開催（4回）（再掲）</p> <p>⑧カラーユニバーサル普及キャラバン隊事業（出前講座及びワークショップ）の実施 回数：5回 参加者数：122名（市町村職員等）</p> <p>⑨設置手話通訳者未設置市町村に対し、設置の働きかけを実施 ⑩ICTサポートセンターを設置・運営し、ICTに関する利用相談・情報提供及びICT講習会等を実施（再掲） 利用相談：2,668件 ICT講習会：375回</p>	<p>①点字広報あいち、声の広報あいち、広報あいち・点字広報あいちの音声コード版の発行 福祉ガイドブックの点字版や音声版の発行</p> <p>②視覚障害者が生活する上で必要となる情報を提供する印刷物について、各市町村、県庁内各局に対し、音声コード、点字版の作成等、障害者の求めに応じた合理的配慮を促す。 ③Webアクセシビリティに配慮したWebページ作りを行う。県公式Webサイトに、文字の拡大、音声読み上げ、ふりがな表示及び背景色の変更機能を備える。 ④県広報番組への字幕付与、手話通訳者の配置 ⑤知事記者会見における手話通訳者の配置、要約筆記の付与</p> <p>⑥障害福祉課における手話通訳者の設置 設置人数：1名 ⑦県職員向け筆談講習会を実施し、職員の資質の向上を図る（再掲） ⑧カラーユニバーサル普及キャラバン隊事業の実施 県Webページに普及キャラバン隊事業の活動を掲載</p> <p>⑨設置手話通訳者未設置市町村に対し、設置の働きかけを実施 ⑩ICTサポートセンターを設置・運営し、ICTに関する利用相談・情報提供及びICT講習会等を実施（再掲）</p>																																				
<p>・県は、災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める。</p>	<p>第12条第1項 ・国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</p> <p>第12条第2項 ・国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</p>	<p>①◆障害の特性に応じた連絡体制の整備状況の把握 ②◆障害の特性に応じた避難準備情報等の提供や避難支援体制の整備 ③◆聴覚・言語機能障害者の火災・救急の緊急通報システム「Net119」の利用促進</p>	<p>①災害時情報連絡体制の市町村調査の実施〔新規〕 ②総合防災訓練への聴覚障害者団体の参加（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止） ③新型コロナウイルス感染症重症者等宿泊療養施設において聴覚障害者受け入れ体制を整備〔新規〕 （障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供についての通知を県庁内各局あて発出〔新規〕） ③「Net119」について聴覚・言語機能障害者へ広く周知し、積極的な活用を推進</p>	<p>①災害時情報連絡体制の市町村調査の実施 ②総合防災訓練への聴覚障害者団体の参加〔新規〕</p> <p>③「Net119」について聴覚・言語機能障害者へ広く周知し、積極的な活用を推進</p>	<p>①災害時情報連絡体制の市町村調査の実施 ②総合防災訓練への聴覚障害者団体等の参加</p> <p>③「Net119」について聴覚・言語機能障害者へ広く周知し、積極的な活用を推進</p>																																				

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組一覧（2021年度～）

条例	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定	あいち障害者福祉プラン2021-2026 計画期間の取組項目	2021年度（実績）	2022年度（実績）	2023年度（計画）
第12条（事業者に対する協力）					
<p>・県は、事業者が行う活動を支援するため、団体と協力して、必要な情報の提供に努める。</p>	<p>第13条第2項 ・国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設（移動施設を含む。）を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努める。</p>	<p>①◆行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣（再掲）</p>	<p>①行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣(27回)〔愛知県聴覚障害者協会委託〕（再掲）</p>	<p>①行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣(23回)〔愛知県聴覚障害者協会委託〕（再掲）</p>	<p>①行政、企業、市民団体等が開催する手話講座、要約筆記・筆談講座への講師の派遣(再掲)</p>
第13条（調査の実施）					
<p>・県は、施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査を行うよう努める。</p>	<p>第16条 ・国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する調査及び研究を推進し、その成果の普及に努める。</p>	<p>—</p>	<p>・災害時情報連絡体制の市町村調査の実施（再掲）〔新規〕 ・県内障害者アート展覧会の開催情報収集及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信</p>	<p>・災害時情報連絡体制の市町村調査の実施（再掲） ・県内障害者アート展覧会の開催情報収集及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信</p>	<p>・災害時情報連絡体制の市町村調査の実施（再掲） ・県内障害者アート展覧会の開催情報収集及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信</p>